

資金繰りに悩まれている中小企業の皆様へ

地域経済の活力維持・活性化と雇用の確保を図るため
円滑な事業承継を資金面で支援します！

事業承継支援資金

こんな目的に活用できる資金です！



◆ 親族や従業員、第三者への事業引継ぎに必要な資金を支援し、円滑な事業承継と雇用の維持につながるためのもの

◆ 事業承継後の設備更新や運転資金を支援し、後継者による事業の継続・発展につながるためのもの



資金創設の背景

- 経済の発展等に重要な役割を担っている中小企業は、地域に必要な商品・サービスの提供や地域雇用の維持を通じて、**地域経済の担い手として、大変重要な存在**です。
- 一方で、中小企業を取り巻く環境は、**人口減少や少子高齢化、人手不足の影響**による**市場規模の縮小**などにより、経営環境は厳しさを増しており、中小企業が**事業活動を継続し、持続的に成長するためには、「事業承継の円滑化」**が必要です。
- このため、事業承継に積極的に取り組む中小企業の資金需要に的確に対応できるよう、**事業承継支援資金**を設置し、**事業承継を行うために必要な費用を融通**することによって、**地域経済の活力維持・活性化と雇用の確保**を図ることとしています。

詳細は裏面又は
県HPを御確認ください



山口県産業労働部経営金融課
中小企業制度融資のご案内

融資対象

- 次のいずれかに該当する中小企業者等
- 1 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当するもの
 - (1) 中小企業における経営の承継円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの(同条同項第1号ハ並びにニの規定に係るものを除く)
 - (2) 事業承継・引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けたもの
- 2 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するもの
 - (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
 - (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
 - (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと
 - ① 資産超過であること
 - ② $EBITDA \text{ 有利子負債倍率} < (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) > 10$ 倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと
- 3 中小企業者の経営を承継するもののうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハの規定による認定を受けたもの
- 4 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下のいずれにも該当するもの
 - (1) 中小企業における経営の承継円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による認定を受けたもの
 - (2) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
 - (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと
 - ① 資産超過であること
 - ② $EBITDA \text{ 有利子負債倍率} < (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) > 10$ 倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと

資金使途

運転資金・設備資金

融資限度額

2億円

融資期間

融資対象1及び3：10年(うち据置2年)以内

融資対象2及び4：10年(うち据置1年)以内

融資利率

5年以内

年2.3%(責任共有対象外：年2.1%)

5年超

年2.4%(責任共有対象外：年2.2%)

※ただし、融資対象2は責任共有対象のみ適用

保証料率

すべて保証付き 年0.34～年1.76%

※ 融資対象2及び4において、中小企業活性化協議会から事業承継に係る計画及び財務内容その他経営状況の確認を受けた場合は、年0.09%～0.70%

備考

- 融資対象によって、事業計画書の作成が必要な場合があります。
- 別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。
- 保証人、担保の有無については金融機関・信用保証協会に御確認ください。

融資の御相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問合せ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課